

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2025-17)
令和7年6月3日

関西支店 安全環境部長

安衛則改正(熱中症対策義務化)への対応について その2

先日、安衛則改正(熱中症対策義務化)への対応についての事務連絡(安-2025-09)及び監督署の臨検情報について(安-2025-12)を発行しました。臨検が続いている中、熱中症対応について会社としての取り組み方針を問われるものもありましたので改めて整理しました。

今回整理した熱中症対策と合わせ、今期発行した事務連絡、厚労省・大阪労働局から出されているリーフレット、当社の安全規則を実践していくよう対応をお願いします。

添付資料1 関西支店 作業所における熱中症対策の強化について

以上

1.作業環境管理

1 WBG値の管理

作業場所ごとにWBG指数計を設置すること等により、当該場所における熱中症のリスクを把握・評価の上、作業時間、休憩の頻度・時間の変更等を行うこと。

2 休憩施設の設置

作業者の人数、作業場所からの距離等も考慮の上、作業者の休憩に必要な休憩施設を適切に設置すること。

休憩施設には冷房設備を配置するとともに、作業者が水分及び塩分を補給できるようにすること。また、身体冷却のための冷却材、心拍計、体温計等、緊急時の対応も想定した機器を配置すること。

3 送風機、ミストシャワー等を積極的に利用し、熱中症対策を図ること。

2.作業管理

1 水分および塩分の摂取

作業を管理する者が、作業者に対し水分及び塩分を摂取するよう注意喚起し、作業者の自覚症状の有無にかかわらず、作業前後において水分及び塩分の摂取を徹底させること。

30分に1回の給水を指導。その他、水筒等の携帯を推奨する。

2 作業を管理する者（職長・リーダー）による確認・指導

作業中は、作業者の様子に異常がないかを確認するため、管理・監督者（清水建設・職長）が頻繁に巡視を行うほか、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

また、作業を管理する者は、WBG値の測定状況、水分及び塩分の摂取状況、作業者の健康状態のチェックの状況等について確認・指導を行い、対策が確実に実施されるよう徹底すること。

3 熱中症による健康障害を早期発見するための連絡体制の整備

作業者が熱中症の自覚症状がある場合や、作業者に熱中症が生じた疑いがあることを他の作業者が発見した場合にその旨を報告させるための体制（連絡者や担当者）を整備し、関係者に周知すること。

4 暑熱順化の有無が熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ計画的に暑熱順化期間（概ね2週間）を設けること。

5 空調服・防暑タレ等を徹底させること。

3.健康管理

1 作業者の健康状態の確認等

作業指揮者は、作業開始前に、睡眠の状況、朝食の摂取、前日の飲酒、発熱や下痢等の体調について、チェック表を用いる等により個々の作業者の健康状態を確認し記録するとともに、休憩時間、作業後に体調の変化がないか確認し、必要な措置を講じること。

また、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼等の際にその症状等が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。さらに、全面マスクの着用等により意思疎通が十分にできないおそれのある者は特に注意して、体調不良の場合には必ず申し出るよう作業者に周知すること。

2 健康診断等に基づく対応等

作業者が熱中症の既往歴がある場合や糖尿病、心臓病、高血圧、腎臓病などの持病がある場合は、適正な配置をさせること。

4.熱中症の重篤化を防ぐための措置

作業所長は、熱中症の重篤化の防止の観点から以下に掲げる措置の内要及びその実施手順をあらかじめ定め、必要な措置が迅速に行われるよう、現場関係者に周知すること。

- ・作業からの離脱、身体の冷却、水分及び塩分の摂取等の応急処置
- ・救急車を呼び病院への搬送すること。
(連絡が取れるものが付き添いすること)

5.労働衛生教育

作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ次の事項について労働衛生教育を行う事

- ① 熱中症の症状
- ② 熱中症の予防方法
- ③ 緊急時の救急処置
- ④ 熱中症の事例

※ 動画等を活用し、教育を行う事

イントラ→関西支店→安全環境部HP→安全グループ→
[建設安全研究会 STREAMINNG](#) (参考)